

わたしの修習時代

紀尾井町：1948-70

湯島：1971-93

和光：1994-

61期

福岡で過ごした修習時代



会員 川口 智也 (61期)

1 はじめに

私の司法修習期は新61期である。新61期は、新司法試験が始まって2期目で、法科大学院の未修者コース（3年コース）の卒業生が初めて司法修習に送り出された期であり、修習期間は約1年間、人数は約1800名である。また、研修所での前期修習がなく、直接実務修習地に配属されるようになった分かれ目の期でもある。なお、従来の司法試験の合格組約500名の修習（現行61期）もほぼ同時期に並行して行われた。

2 福岡での実務修習

私は、九州出身ということもあり、実務修習地は福岡を第1希望としたところ、無事希望どおり福岡となった。福岡には約80名が配属され、1班約20名ずつの4班に分かれてローテーションで実務修習が行われた。私は、刑事裁判・検察・民事裁判・弁護・選択修習の順であり、各課程は2か月間であった。なお、選択修習とは、2か月の期間内に、模擬裁判や各種施設の見学等の中から、自由にカリキュラムを組めるというものである。

各修習の思い出は挙げればきりが無いが、新司法試験合格後、のんびりと過ごしていたところ、突如刑事裁判官室に配属され、それまでに過ごしてきた日常とその厳粛な雰囲気とのあまりのギャップに圧倒されたことが今でも強く印象に残っている。また、実務について右も左もわからない状態の中、実際に事件の捜査を任される検察修習での経験はやはり一際強烈で、強盗事件で取調べを行った際には、背後に国家権力を有した立場で一人の個人と相対することに居心地の悪さのようなものを感じながら、なんとかコミュニケーションをとろうと試行錯誤したのを記憶している。民事裁判修習では、裁判官の法律知識の正確さと法廷での毅然とした訴訟指揮を目の

当たりにし、プロの法律家としての仕事ぶりに感動すら覚えた。弁護修習は、いわゆる一人事務所にお世話になり、指導担当弁護士と行動を共にさせて頂く中で、法廷での礼節や弁護士としての心構えなどを教わった。

夜は、一人暮らしの修習生の多くが裁判所近辺に住んでいたため、終電を気にせず遅くまで飲むこともしばしばだった。締めラーメンとはよく言ったもので、終電という縛りが無いため、実際、「ラーメン食いに行こう。」の一言がないと飲み会が終わらないのである。

休みの日には、修習生の仲間同士で小旅行によく行った。福岡は九州各県へのアクセスがいいこともあり、修習期間中に九州全県を旅行することができた。

とはいえ、我々の時代は、年間2,000人以上が弁護士として新規登録するようになった時代の2年目という時期にあたり、就職が厳しいということがまことしやかに囁かれていたため、就職活動にかなりのエネルギーを費やした者も多く、私もその一人だった。

3 和光での集合修習

最後の2か月間は、和光で集合修習が行われた。前期修習がなく、研修所の起案の勝手がよくわかっていない状態で、直後に2回試験が控えていたため、昼間は講義を受けて夜は自室で勉強するという受験生的生活を地道に送っていた。

4 おわりに

今修習時代を振り返って改めて思うのは、法曹の諸先輩方が、日々の仕事で忙しい中、大変面倒見よく接して下さったことに対する感謝である。時代によって修習は変わっていくのはやむをえないと思うが、先輩が後輩を育てるという修習の良き伝統は、今後も続いて行ってほしいと願う次第である。